新判決例研究

（第306回）

非商標的使用（BELLO事件をもとに）

大阪地判平成30年11月５日判決
平成29年（ワ）第6906号事件

知的財産権法研究会
弁護士　**長谷川　敬一**

第１　事案の内容

１　概　要

本件は、服飾雑貨の製造、販売を業とし、本件各商標権を有する原告が、テーマパーク「ユニバーサル･スタジオ･ジャパン」（以下「USJ」）を運営する被告に対し、後記被告各標章を付した、いわゆるキャラクターグッズである被告各商品を販売する被告の行為等が、原告の商標権を侵害するとして、差止請求、廃棄請求、損害賠償請求をなした事案である。

裁判所は、本件における被告標章の使用は、非商標的使用（商標法26条１項６号）に該当するとして、原告の請求を棄却した。

２　原告の商標権等、被告各標章、被告各商品

⑴　本件商標１は太ゴシック体の「BELLO」の文字から、本件商標２は筆記体風の「Bello」の文字からなる。

⑵　被告各標章は「BELLO」の文字またはその飾り文字からなる。

⑶　被告各商品は、胸元に被告標章（BELLO）が目立つように付され、その近辺にミニオンのキャラクターの図柄が付されたTシャツ、腰回りのゴム部分に被告標章が複数付され、本体部分にミニオンの図柄が付されたトランクス、バイザーの表または裏側に被告標章が、本体部分にミニオンの図柄がそれぞれ付された帽子、足ぐりに被告標章が、足先にミニオンの図柄がそれぞれ付された靴下その他である。

被告各商品のタグには、地球儀を模した図形の上に重なる形で「UNIVERSAL　STUDIOS JAPAN」の文字が２段に記載されたロゴ（以下「本件被告ロゴ」という）が付されている。

⑷　ミニオンが話す言葉はミニオン語と呼ばれており、ミニオン語の１つに、英語の「HELLO」の意味で用いられる「BELLO」というものがある。